

介護保険制度の改正

負担額の上限などが変更になる

介護保険制度は創設から20年が経過し、介護にかかる費用の総額も増え続けています。介護保険制度の維持や必要なサービスの提供のため、制度が改正されました。これに伴う8月からの変更点などについてお知らせします。

改正される内容は

高額介護サービス費

介護サービスを利用したとき、1カ月間に支払った自己負担額の合計が一定の上限額を超えた場合は、申請することで超えた額が「高額介護サービス費」として支給されます。

今回の改正では、一定以上の所得のある人がいる世帯の人は、自己負担額の上限が変更されます。課税所得金額380万円以上690万円未満の人がいる世帯の人は上限額が9万3,000円に、課税所得金額690万円以上の人がある世帯の人は、14万100円になります(表1)。

食費・居住費の負担軽減

介護施設サービスと短期入所サービスを利用する際の食費・居

住費は、原則全額自己負担となりますが、世帯全員が市民税非課税であることや預貯金の資産要件を満たしている場合などは、申請することで費用を軽減できます。

今回の改正では、在宅で介護を受ける人との公平性などの観点から、対象者の要件などが変更されます(表2)。

主な変更点として、これまで本人の年収が80万円を超える人は一律で第3段階でしたが、この段階が2つに分かれます。本人の年収が80万円超え120万円以下の段階(第3段階①)と、年収120万円超えの段階(第3段階②)となります。

さらに資産要件は、これまで一律で、単身1,000万円以下(夫婦は2,000万円以下)でしたが、段階ごとに設定されました。

第2段階は650万円以下、第3段階①は550万円以下、第3段階②は500万円以下の場合、軽減の対象になります(夫婦は各段階1,000万円増額)。

また、食費の負担限度額は介護施設サービスと短期入所サービスで金額が変わります。

なお、令和3年度分の負担限度額認定証は8月以降に発送の予定です。

負担割合証の発送

要介護・要支援認定を受けている人などへ、8月から使用する介護保険負担割合証を7月15日(木)に発送します。これまでの負担割合から変更となる場合があるので、必ず確認してください。

なお、負担割合証は介護サービスを利用する際に介護保険証と併せてケアマネジャーや施設などに提示する必要がありますので、大切に保管してください。

※くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

表1

対象		7月までの上限額(月額)	8月からの上限額(月額)
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	課税所得金額 690万円以上	4万4,400円(世帯)	14万 100円(世帯)
	380万円以上690万円未満		9万3,000円(世帯)
	145万円以上380万円未満		変更なし
世帯の誰かが市民税を課税されている人		4万4,400円(世帯)	変更なし
世帯の全員が市民税を課税されていない人		2万4,600円(世帯)	
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人		2万4,600円(世帯)	
生活保護を受給している人など		1万5,000円(個人)	

表2

	収入要件	資産要件		負担限度額(食費)		
		7月まで	8月から	7月まで	8月から	
					介護施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護を受給している人など		変更なし	300円	300円	
第2段階	世帯の全員(別世帯の配偶者含む)が市区町村民税を課税されていない人【本人収入の合計が年間80万円以下】		単身：650万円以下 (夫婦：1,650万円以下)	390円	390円 600円	
第3段階①	世帯の全員(別世帯の配偶者含む)が市区町村民税を課税されていない人【本人の年収の合計が年間80万円超え120万円以下】	単身：1,000万円以下 (夫婦：2,000万円以下)	単身：550万円以下 (夫婦：1,550万円以下)	650円	1,000円	
第3段階②	世帯の全員(別世帯の配偶者含む)が市区町村民税を課税されていない人【本人の年収の合計が年間120万円超え】		単身：500万円以下 (夫婦：1,500万円以下)	1,360円	1,300円	

※負担限度額(居住費)、第2号被保険者(64歳以下)の資産要件は変更なし